



# くらしと憲法



## 憲法会議

### 第54回全国総会 報告

No. 99

くらしと憲法  
2019年  
5月8日発行

憲法会議の第54回全国総会が、3月3日、東京都内で開催されました。16都府県、10中央団体、40名の参加で、京都を含めて11名の発言がありました。

高橋信一事務局長が方針を提案しました。昨年の通常国会と臨時国会で、改憲論議を許さなかった力は、全国で安倍9条改憲に反対する全国 3000万人統一署名にとりくみ、世論を大きく変えたことだと強調し、3000万人署名を早期に達成し、安倍9条改憲発議をさせないために、①共同の力で安倍政権を退陣に追い込み、安倍改憲と安倍政権に終止符を打つ、②憲法会議の最大の果たすべき役割である「憲法学習」を運動の中心に据える、③都道府県・地方憲法会議の体制を強化することを提案しました。

京都からは、木藤事務局長が参加し、京都の憲法運動の状況を報告しました。今回は、事前のレポートの中に、自衛隊宛名シール問題の経緯を載せて、それを補足する形で現状と問題点を報告し、全国的にも取り上げるように要請しまし

た。

総会前には「春の憲法講座」が開催され、130名が参加しました。塩川鉄也衆議院議員・日本共産党国会対策委員長代理が「野党共闘で安倍暴走政治を許さない」とのテーマで国会報告、小林武沖繩大学客員教授が「安倍政治の終焉と憲法の再生—沖繩から展望する」とのテーマで講演しました。塩川議員は、統計不正問題、消費 税増税、大軍拡・沖繩基地問題など今国会の焦点となっている論戦を詳細に紹介するとともに、国会での野党共闘の活動もとりあげました。そして、「安倍9条改憲を許さぬたたかいに全力を挙げます」と決意を語りました。小林氏は、県民投票への激しい安倍政権・官邸の攻撃のもとでも県民がたちあがり奮闘する中で「パーフェクトな勝利を勝ち取った」と報告し、県民投票「問題」は、「安倍非立憲政治を終焉させなければならない重大な証左」だと述べました。

憲法記念春のつどい2019は  
5月24日(金)18:30~  
東京新聞の半田滋さんをお迎えし  
自衛隊の現状について語っていただきます。詳しくは、4ページと同封のチラシをご覧ください!



Facebook、開設しています。「京都憲法会議」で検索してください。

「いいね!」「フォロー」もお待ちしていますm(\_ \_)m





## 第12回憲法ゼミナール報告

# 「象徴天皇制の現在をどうみるか」

大八木賢治さん（子どもと教科書京都ネット21事務局長）

2019年3月15日（金）に第12回憲法ゼミナールを、キャンパスプラザ京都にて開催しました。

講師の大八木賢治さん（子どもと教科書京都ネット21事務局長）には、「象徴天皇制の現在をどうみるか」というテーマで報告いただきました。参加者は21名でした。報告の要旨は以下のとおりです。

象徴天皇制についてさまざまな議論がなされていますが、明仁天皇の戦争犠牲者の慰霊が「みそぎ」になって、天皇像は戦争のくびきから解き放たれているのでしょうか。解き放たれているのではなく、明仁天皇は父親の昭和天皇と国民の「戦争責任」を引き受け、肩代わりすることによって象徴たろうとしてきたかのように見えます。国民はそのような天皇ともたれあいの関係の幻想のなか、自らの政治的意識を眠らせてきたのではないのでしょうか。戦後の民主政治は、戦争の反省から始まり、それは本来「戦争責任」の問いかけから始まらなくてはなりません。しかし、日本政府も昭和天皇も戦争責任を曖昧にし、「国家道德の中心は天皇にある」とする愛国心教育を推進してきました。そして、昭和天皇の死後、明仁天皇は自ら「象徴」像をつくってきました。その問題点を戦後史のなかで検討すべきではないのでしょうか。昨年の韓国大法院「韓国元徴用工」判決は総力戦体制の人権回復を求めています。日本の世論はそのことの意味を十分理解しているとはいえません。今日の問題を考えると、日本国憲法の現代的位置と課題をどのように考えるかということがカギになっているように思います。このような問題意識を持っています。

そこで、昭和天皇と天皇制についてみると、昭和天皇は「総力戦体制」、国家

総動員体制の絶対君主でありました。そのことの中には、植民地支配の最高権力者であったことも含まれ、また、天皇は神的尊厳を永久に保有する古代的神権君主として、超法規的権威をもち、「国体観念」は法的権力にまさる強制力を発揮しましたので、天皇は、国民を自発的に戦争に協力させる精神的権威でありました。軍部は、統帥権の独立を武器として軍事的要求を実現していききましたが、参謀総長・軍令部総長といえども大元帥である天皇を頂点とする上命下服（絶対服従）の中の最高幕僚長にすぎず、天皇と意見を異にすることがあっても天皇の命令には服従する義務を負っていました。天皇が出席する1941年9月6日の御前会議—これは大日本帝国憲法には規定のないものですが—で開戦の聖断がなされますが、天皇は受動的な存在とはいえませんでした。1945年8月9日のポツダム宣言の受諾を決める御前会議に至るまでにも、「もう一度、戦果を上げてからでないとなかなか話は難しい」旨の発言や沖縄戦で攻勢に出ることを要求したりしています。敗戦直前・直後から天皇の退位論がありましたが、国体（天皇制）の維持を目的とするものといえ、また、ポツダム宣言受諾後、天皇の戦犯追及を避ける一連の動きがあり、その中には、戦争責任は天皇やその周辺ではなく、軍部にあるとする閣議決定もなされます。1946年1月1日に天皇の人間宣言が出されますが、GHQが想定していた天皇の神格化否定という目的を骨抜きにするもので、「天皇の人間宣言」である以上に「人間の天皇宣言」であったという指摘があります。1947年には昭和天皇がマッカーサーに使者を送り、日本の安全保障のためにアメリカ軍に沖縄占領を継続してほしいという申し入れをしたり、1950年にはダレス特使

に、公職追放の緩和や基地提供を見返りとして講和を早く結んでほしいというメッセージを送ったりしていますので、天皇の意識は戦前と変わっていなかったという指摘があてはまるのではないのでしょうか。

1951年11月12日に天皇が京大を訪問したときに、京大同学会が学生の平和を熱望する真情を天皇に伝えようとして「人間天皇に訴う」という公開質問状を出した上で、「君が代」ではなく、「平和のうた」を歌って迎えたということがありました。学生の一部が警官と小競り合いにはなりましたが、天皇の車の進路を妨げるような行為はなく、天皇は何事もなく京大を後にしたのですが、京大天皇事件といわれています。この事件は、新聞等で「礼を欠いた」行為と批判され、国会でも議論の対象となりました。そこからみてとれ

るのは、どんな主義主張を持っていたとしても日本人なら最終的に歓迎する存在が天皇であり、慣習・伝統によって存在する天皇の地位が想定されていたということであり、象徴になっても絶対天皇がいきていたということができないのではないのでしょうか。これらのことからすれば、象徴天皇とは何か、予想される奉祝の中で象徴天皇制が日本の民主主義とどうかかわっていくのかが重要な課題として問われていると考えます。

報告を受けた討論では、韓国の国会議長の発言について、代替わり儀式の問題点、ドイツ・イタリアでの戦争責任追及について、歴史を学ぶ機会が少なくなっていること、「内なる天皇制」について、連日のテレビ等での皇室報道などについて、議論がなされました。



## 「生かそう憲法 守ろう9条 5・3憲法集会 in 京都」に参加しました

2019年5月3日に円山野外音楽堂で開催された「生かそう憲法 守ろう9条 5・3憲法集会 in 京都」に、京都憲法会議として賛同団体になり、また、事務局では集まって参加しました。さまざまな報告がなされましたが、その中で、小森陽一さん（九条の会事務局局長）の講演概要は以下のとおりです。

ここ数日、象徴天皇をめぐるフィーバーともいえる状況があります。また、連休明けから憲法審査会が動かされようとしています。平成は平和の時代だったと言われることがありますが、その平和をもたらしたのは誰でしょうか。国民が必死で平和のために運動してきたからではないのでしょうか。平成となった1989年は労働組合運動が分裂した年でもありました。1989年秋にはベルリンの壁がくずれ、東西冷戦が終わり、国連の安全保障理事会が機能する条件ができました。1990年にはイラクがクウェートに侵攻し、これは国連憲章違反ということで、自衛隊を国連の名のもとに海外に出すことがめざされました。この



とき、労働組合は分裂していたので、市民が団結して行動する必要がでてきました。1991-92年には国際貢献のためという名目でPKO等協力法が成立させられ、自衛隊が海外に出るようになりますが、国民が声をあげたので自衛隊は「非戦闘地域」だけでしか活動できなくなりました。誰が自衛隊員の命を守ってきたのでしょうか。それは9条を守れという市民の運動ではないのでしょうか。1991年にはソ連が崩壊しましたが、これは想定外のことでした。本来であれば、このことで日米安保条約が不要になるはずでしたが、日米政府にとっては、どこかにソ連に代わる敵をつくら

なければなりませんので、このときから北朝鮮問題が政治的に利用されはじめました。しかし、去年から今年にかけて、韓国との話し合いもあり、状況は大きく変わろうとしています。アメリカの戦争に協力するのではなく、平和なアジアを憲法9条をいかしてつくろうというところまで来ています。2014年7月の閣議決定で、集団的自衛権の行使を認める決定がなされ、市民と野党の共闘が本気ではじまりました。2015年5月3日から大きな集会をするようになりましたが、最初は野党の代表者は、手をつなぎませんでした。しかし、シールズの「野党は共闘」のコールをはじめ市民が声をあげつづけてきたので、さきほどもありましたように、集会で野党の代表が手をつなぐことが今や伝統になっています。自民党は2018年3月の党大会で改憲案を決めたかっただけですが、たたき台素案となりました。その中では、自衛隊を保持することが書かれてい

ます。今ある自衛隊だからいいじゃないかという意見もありますが、「国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとること」という言葉は、安保法制をつくるときのキーワードであり、このたたき台素案には安保法制が全部入っていることとなります。この危険性がまだ十分に伝わっているとはいえません。2016年の参議院選にむけて、市民と野党の共闘で戦争法の廃止を求める2000万人署名が取り组まれました。そのとき1580万筆集まりました。2017年に解散総選挙が行われましたが、そのときのいわゆる立憲野党の得票は1760万票で、だいたいこの2016年の署名数に匹敵し、これが現在獲得できる票といえます。したがって、3000万人署名をやりきることが今必要です。署名を集めるには、個人が個人と向き合う工夫をすることも必要です。3000万人署名を集めきる決意を今日の集会でかためましょう。ともに頑張りましょう。

## 憲法記念春のつどい 2019 のお知らせ



# 「安保法制下の自衛隊 踏み越える専守防衛」

半田 滋さん(東京新聞論説兼編集委員)

政府は、安保法制のもとでも、専守防衛を基本方針とするとしていますが、防衛大綱で、たとえば、海上自衛隊の「いずも」型護衛艦を改修し、ステルス戦闘機 F35が発着できる「事実上の空母」とすることを決めました。このような動きをどのように見ることができかねかなど、自衛隊の現状について東京新聞論説兼編集委員の半田滋さんに講演いただきます。また、京都の憲法をめぐる情勢の報告も予定しています。ぜひご参加ください。

- 日 時： 2019年5月24日(金) 18:30～
- 会 場： ハートピア京都 大会議室(4階)  
(市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車  
5番出口、連絡通路連結) TEL: 075-222-1777
- 参加費：500円(学生300円)
- 主催：京都憲法会議・自由法曹団京都支部・憲法を守る婦人の会
- 問い合わせ：京都第一法律事務所内  
TEL: 075-211-4411(憲法会議担当)



京都憲法会議 事務局 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町4-13 教育会館別館  
<http://www.kyoto-kenpokaigi.com/> e-mail: info@kyoto-kenpokaigi.com  
 FAX: 075-255-2507 (京都憲法会議担当宛と明記)

